

エネルギー国際取引の私法上の問題

報告用要旨 2014 年 4 月 19 日

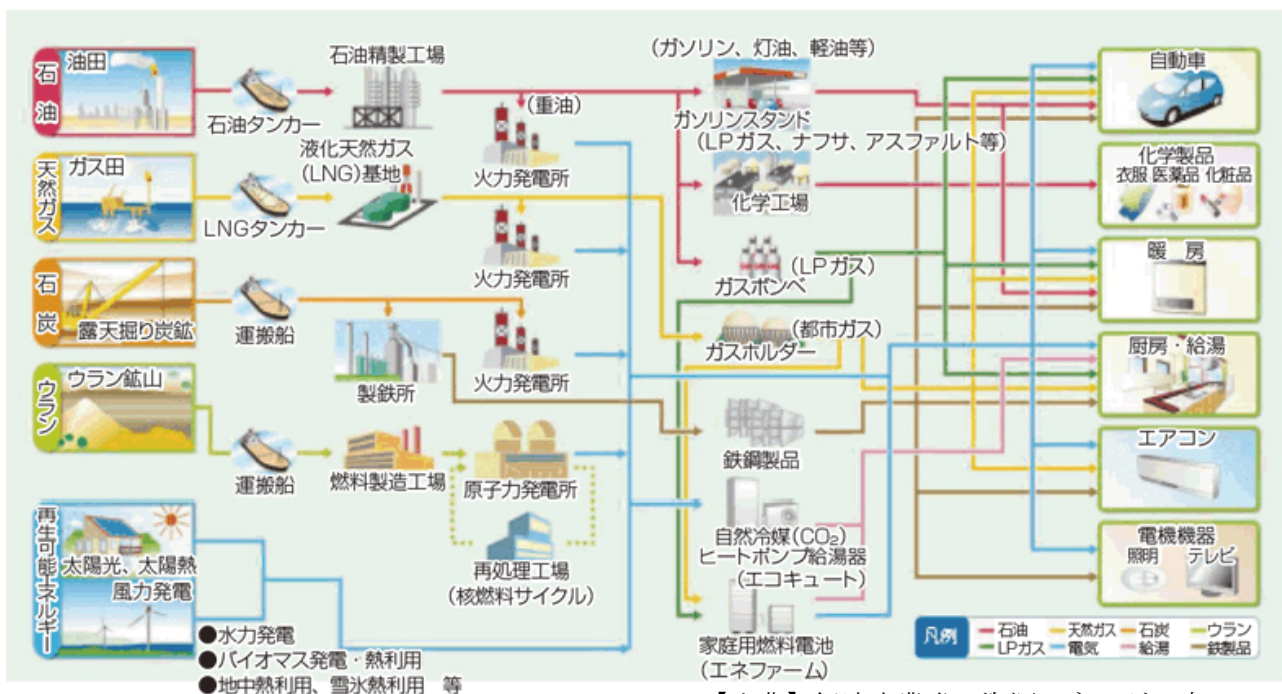
大阪大学大学院国際公共政策研究科・教授

野村 美明

1 エネルギー取引の定義

図 1

【第 111-2-1】エネルギー資源の供給過程と利用形態



【出典】経済産業省 資源エネルギー庁 HP

<http://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2013html/1-1-1.html>

資源開発・掘削段階→運送・売買→受け入れ・燃料化→電気

物品としての資源には CISG の適用（電気は排除 2(f)条）、ただし適用排除されることが多い(6 条)。

2 エネルギー国際取引の特長

・アングロイラニアン石油事件東京高判昭和 28・9・11 高民集 6 卷 11 号 702 頁

X 社（英国会社アングロイラニアン石油）が 1933 年にイランとの間で石油コンセッション（採掘精製販売に関する利権付与）契約を締結したところ、1951 年にイラン国石油国有化法により石油事業は国有化され、関連するすべての権利は A 社に帰属することになった。一方、日本の石油会社 Y は 1953 年 A 社

から石油を買い受け、アバダン港で引渡しを受けて日本に輸送し、日本に置いて保管していた。X社は石油国有化法は国際法に違反して無効であるから本件石油はなおXの所有に属すると主張した。

・鉱業法 2 条 (国の権能) 「第二条 国は、まだ掘採されない鉱物について、これを掘採し、及び取得する権利を賦与する権能を有する。」

・エネルギー政策基本法 2 条 安定供給の確保、3 条 環境への適合
4 条 (市場原理の活用) 「エネルギー市場の自由化等のエネルギーの需給に関する経済構造改革については、前二条の政策目的を十分考慮しつつ、事業者の自主性及び創造性が十分に発揮され、エネルギー需要者の利益が十分に確保されることを旨として、規制緩和等の施策が推進されなければならない。」

→上流事業、下流事業ともに国家の介入が常態

3 私法上の問題の国際法化—投資仲裁

Petrobart Limited v. The Kyrgyz Republic, SCC Case No. 126/2003

小寺彰・川合弘造編『エネルギー投資仲裁・実例研究 - ISDS の実際』(有斐閣、2013 年) 61 頁以下 [細野敦・西村弓]

ジブラルタルの P 社がキルギスの国営会社 KGM に CIF 条件でガス凝縮物売り渡す契約。KGM が代金を支払わなかったため、P 社はキルギスの仲裁裁判所に代金支払いを求める申し立て。

国内法に基づいた救済は得られなかったため、P 社はキルギス共和国に対して ECT (エネルギー憲章条約 (条約第 9 号)) に基づいてストックホルム商業会議所仲裁裁判所に仲裁を申し立て (特に公正衡平待遇条項 10(1))。認容。

4 エネルギー資源売買の契約による規律と限界—LNG 売買契約を例として

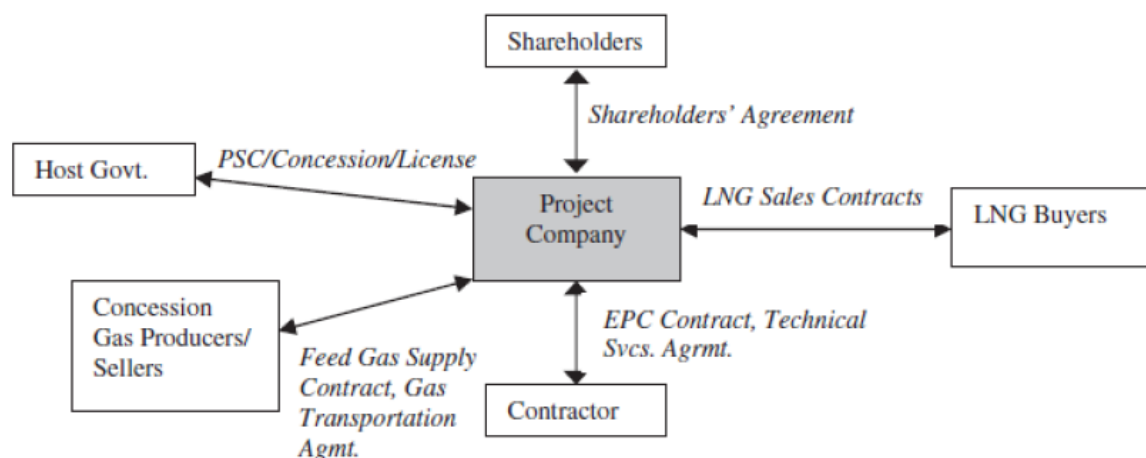
図 2



出典：大阪ガス HP

<http://www.osakagas.co.jp/company/ir/investor/business/content03-02.html>

図 3



Philip R. Weems and Monica Hwang, "Overview of issues common to structuring, negotiating and documenting LNG projects" *Journal of World Energy Law and Business*, 2013, Vol. 6, No. 4 p267

*EPC (Engineering, Procurement and Construction)

・仕向地条項の問題／需要供給の変化／自由化／

「従来、日本勢が長期契約に基づいて調達した LNG のほとんどが買い手が第三者に転売することを認めない「仕向地条項」が付されていた。広瀬氏 [東京ガス社長] によると、今後米国から輸出される予定の LNG だけでなく、中東や豪州など既存のプロジェクトから輸出されている LNG についてもすでに仕向地条項が撤廃されるケースが増えているという。広瀬氏は、契約期間が 5 年程度の中期契約だけでなく、15 年間や 20 年間の長期契約でも「仕向地限定というのがそれほどマストではなくなってきた」と述べ、供給の柔軟性が増し買い手有利の市場になってきていると強調した。」「東京ガス広瀬社長：LNG のトレーディングに参入—数年内に」2014 年 4 月 1 日 (ブルームバーグ)

LNG 長期契約の問題条項 石油価格連動条項、仕向地条項 (→代替は Profit Sharing Clause、特に DES または DAT 条件の場合)、Take or Pay 条項

EU の動向

"Commission and Algeria reach agreement on territorial restrictions and alternative clauses in gas supply contracts" European Commission - IP/07/1074 11/07/2007.

欧州連合の機能に関する条約 (Treaty on the Functioning of European Union) 101 条 競争制限的協定・協調的行為の規制 102 条 市場支配的地位の濫用行為の規制

・交渉だけで解決できるか

「本船渡し契約 (FOB 契約) における仕向地条項の撤廃など LNG 契約の商慣行を弾力化していく環境整備を進めていく。」「エネルギー基本計画」平成 26 年 4 月、30 頁

以上